

国民年金のお知らせ

問い合わせ／大宮年金事務所（☎048-652-3399
自動音声案内「2」）
国保年金課年金担当（内線2437）

◆国民年金保険料額が変わります

4月から国民年金保険料額が月額16,410円になります。国民年金保険料額は、直近の物価や賃金上昇率を乗じてその年度に見合った価格水準に調整されます。

◆4月～産前産後期間の国民年金保険料免除制度が始まります

- 期間** 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠は3か月前から6か月間）
※出産予定日又は出産日が属する月が4月以前の場合には、適用は4月以降の期間のみ
- 対象** 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
- その他** 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩をいいます（死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含む）。被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要
- 申込み** 出産予定日の6か月前から、出産予定日が分かる母子手帳等（多胎妊娠はその内容が分かるもの）を持参し国保年金課年金担当 ※受付は4月から開始

人生の節目には国民年金の届出を

20歳から60歳までの40年間は、皆さんが国民年金に加入します。加入の種別は3種類あり、職業などにより異なります。結婚や就職、退職などにより加入の種別が変わったときは、2週間以内に手続きしてください

- 第1号被保険者** 学生、自営業者、農林漁業者、第2号被保険者に扶養されていない配偶者など
- 第2号被保険者** 厚生年金や共済組合などに加入している会社員・公務員
- 第3号被保険者** 第2号被保険者に扶養されている配偶者

届出前の種別	こんなとき
未加入	学生、自営業、無職などの方が20歳になった
	厚生年金保険や共済組合等に加入している配偶者に扶養されている方が20歳になった
第1号	就職して厚生年金保険や共済組合等に加入した
	結婚や所得減収等で厚生年金保険や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになった
第2号	会社を退職した
	退職して、厚生年金保険や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになった
第3号	・所得増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなった ・配偶者が厚生年金保険や共済組合等に加入していた会社を退職した ・配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった
	就職して厚生年金保険や共済組合等に加入した
	配偶者が転職等で加入する年金制度が変わった



届出後の種別	届出先
第1号	国保年金課年金担当
第3号	配偶者の勤務先
第2号	勤務先
第3号	配偶者の勤務先
第1号	国保年金課年金担当
第3号	配偶者の勤務先
第1号	国保年金課年金担当
第2号	勤務先
第3号	配偶者の新しい勤務先

